

1 花のまちづくりコンクールに応募しませんか

【問】 景観課 ☎21-11817、FAX21-11816

市では「太陽と緑と大地のガーデンシティー みやざき」を目指し、毎年花のまちづくりコンクールを実施しています。個人での取り組みや、地域での活動を応募してみませんか。自薦、他薦は問いません。

- 募集期間／4月1日(金)～6月10日(金)
- 対象／市内在住の個人、団体、学校
- 申し込み／応募用紙に、過去1年以内に撮影した左記応募対象の写真を添付し、直接、景観課(第二庁舎7階、総合支所、地域センター)へ。景観課(T88018505、住所不要、30keikan@city.miyazaki.miyazaki.jp)への送付も受け付けます。
- ※応募用紙は、景観課、総合支所、市内の園芸店に置いてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。

オープンガーデン 市民見学会に参加しませんか

市内のガーデン愛好家や企業団体の庭を紹介する、春の見学会を開催します。

- 日時／5月2日(月)9時～16時
- 場所／市内の個人宅や施設など
- 対象／市内在住の人
- 定員／40人
- 料金／500円
- 持参するもの／昼食
- 申し込み／往復はがきに、参加者全員(1枚につき2人まで)の住所、氏名、年齢、電話番号を書いて、4月20日(水)必着までにNPO法人オープンガーデンサンフラワール宮崎(T88010051、江平西1-5-11104)へ。多いときは抽選。

毎年好評で、とても楽しい見学会ですよ。

景観課主任主事 中村真理子



【応募対象】

部門	応募内容	
個人部門	一般の部	道路沿いの塀、生け垣や庭、バルコニー、テラス、窓、壁、農用地などの場所での個人の取り組み
	アプローチの部	個人住宅の前庭や生け垣、アプローチ部分などで、道路などの公共の場所から見える部分に限った場所での個人の取り組み
企業部門	事業所の事業主やその従業員などによる、レストラン、喫茶店、商店、オフィスビル、工場などの商工業施設での花と緑の取り組み	
学校部門	学校や幼稚園など教育機関での、花や緑の植栽活動や取り組み	
地域活動部門	ボランティア団体や自治会などによる、街路・道路、公園、集合住宅周辺などの地域の活動や、病院、駅、公共性の高い施設などでの取り組み	

※個人部門の「アプローチの部」は、公共の場所から見ることでできる場所(アプローチなど)のみが対象(一般の部とアプローチの部への同時応募は不可)。
※花づくり・庭づくりなどを仕事とする事業者が営利を目的として行った花の植栽や庭、維持管理の大半を造園業者が行っているものについては対象外。



平成27年度個人部門一般の部 優秀賞 堀内理美子さんの庭

2 市税は納期限内に納めましょう

〜平成28年度市税納期のお知らせ〜

【問】 納税管理課 ☎21-11741、FAX21-11747
または 国保収納課 ☎21-11744、FAX4218757

本年度の主な市税の納期は下表のとおりです。

納付書で納める人は、納付書を持参し、金融機関、郵便局、納税管理課(第三庁舎3階)、国保収納課(第二庁舎1階)、総合支所、地域センターで納期限内に納めてください。バーコードが付いている納付書は、コンビニエンスストアでも納めることができます。納付書には取扱期限がありますので注意してください。詳しくは、送付される納付書の裏面を確認してください。

口座振替は、納期限の日が振替日となっています。ただし、軽自動車税の振替日は5月20日(金)となっていますので、注意してください。

納期限内の納税にご協力をお願いします。



納税管理課主事 藏田香織

納期限	月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		日	31(火)	30(木)	8/1(月)	31(水)	30(金)	31(月)	30(水)	1/4(水)	31(火)	28(火)	31(金)
固定資産税(都市計画税)		1期			2期			3期			4期		
市・県民税(普通徴収)			1期		2期			3期			4期		
軽自動車税		全期											
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	

3 市税の納め忘れがあるときは、すぐに納付を

【問】 納税管理課 ☎21-11741、FAX21-11747

市税の納付が遅れると、督促手数料や延滞金を納めなければなりません。納め忘れを防ぐためにも、口座振替をお勧めします。
また、市からサービスを受ける際には、「市税に滞納がないこと」が条件になります。たとえば、市営住宅への入居、競争入札参加資格など、計68事業のサービスが利用できなくなります。受益と負担の公平性の確保のための措置ですので、ご理解をお願いします。

MINI CLIP

森林環境税の課税期間を延長します

県民税均等割が課税されている人に対して、森林環境税(年額500円)が課税されていますが、課税期間を平成32年度まで5年間延長することになりました。

宮崎の豊かな森林を次世代に引き継ぐため、ご理解とご協力をお願いします。

【問】 市民税課 ☎21-1748、FAX38-9557
または 県環境森林課 ☎26-7153、FAX26-7311